

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）の
一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄